

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）

（前文）

第1 基本方針

第2 防疫措置 ~~発生~~の予防

1 ~~家畜の所有者の留意事項~~

2 異常家畜発見の届出から病性決定までの措置

- (1) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置、(2) 県畜産課及び衛生主任の措置、(3) 衛生管理課の措置、(4) 病性の決定

第3 まん延の防止

1 口蹄疫（患畜又は疑似患畜）の病性決定時の措置

- (1) 発表、(2) 防疫対策本部の設置、(3) 防疫員の動員、(4) 国からの防疫専門家の派遣、(5) 公示、報告又は通報

2 現地における防疫措置

- (1) 一般緊急措置、(2) と殺の指示及び評価、(3) 殺処分、(4) 死体の処理(5) 消毒等、(6) 汚染物品等の処分、(7) 人員の確保(8) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点

3 接触したおそれのある感受性動物の追跡

- (1) 追跡調査、(2) 調査に基づく措置

4 移動の規制及び家畜集合施設の開設~~権~~等の制限

- (1) 通行の制限又は遮断、(2) 移動制限地域、(3) 搬出制限地域

5 立入検査、血清疫学調査等

6 予防注射

7 ~~原因の究明のための調査~~

8 防疫対策組織

- (1) 現地对策本部（家畜保健衛生所）、(2) 県対策本部（都道府県）(3) 中央対策本部（農林水産省）

第4 防疫対応の強化

1 危機管理体制の構築

2 試験研究機関等との連携

第5 附則 ~~その他~~

1 家畜の検査と主な病変

- (1) 牛、(2) 豚

2 病性鑑定用材料の採取と送り方

- (1) 水疱材料が得られる場合、(2) 水疱材料が得られない場合、(3) 血液採取(4) 材料の運搬

3 動物衛生研究所の行う病性鑑定

- (1) ウイルス学的検査、(2) 血清学的検査、(3) その他

4 ~~口蹄疫本病~~以外の海外悪性伝染病における本要領指針の準用

口蹄疫（以下「本病」という。）は、口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性熱性伝染病で、牛、めん羊、山羊、豚等の家畜を始め、ほとんどの偶蹄類動物が感染する家畜伝染病である。本病はきわめて感染力が強く、また、発病に伴う発育障害、運動障害及び泌乳障害により、その経済的被害も甚大であることから、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。このため、いったん本病が発生すれば、国あるいは地域ごとに家畜、畜産物等の厳しい移動制限がかけられ、その国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなる。

我が国は島国という地理的条件に加えて、輸入検疫の努力もあり、1908年の発生を最後に長く清浄性を保ってきたが、2000年に92年ぶりとなる発生が確認され、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の制定以来初めて、その発生に伴うまん延防止措置が実施された。同年12月には、本病の発生とその後の経緯において明らかとなった課題に対応するため、法の一部を改正し、輸入検疫措置及び国内防疫措置の強化を図るとともに、翌年9月には、我が国における家畜防疫を効果的かつ効率的に実施するため、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日付け大臣公表）を策定し、家畜防疫の基本的な推進方向、関係者の役割分担等を示したところである。

本病の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染動物、汚染畜産物、船舶又は航空機の汚染厨芥、わら、乾草等の飼料又は敷料に加え、風による飛散などが想定されるほか、鳥、人などによって運ばれるものなど様々である。こうした本病病原体侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局（OIE）が定める国際動物衛生規約に基づき動物検疫を始めとする侵入防止措置が採られている。しかしながら、貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料原料及び資材の輸入が増大している中では、すべての侵入リスクを完全に排除することは困難である。

本指針は、このような認識の下に、我が国で最も警戒すべき家畜伝染病の一つである本病に関して、国、都道府県（以下「県」という。）、市町村等が連携して取り組んでいくべき、的確な発生予防及びまん延防止措置、迅速かつ正確な情報提供等の方向性を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくこととする。

第1 基本方針

本病の防疫対策は、第一に本病の発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に仮に本病が発生した時はその被害を最小限に食い止めることが基本となる。このため、国内で発生した際には、国際的な口蹄疫本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分方式により口蹄疫本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

関係者にあつては、本病に係る防疫の重要性を十分認識し、すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ確なまん延防止対策を講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である。

1 殺処分等について

(1) 口蹄疫本病が発生した場合は、法第16条第1項の規定に基づく患畜及び疑似患畜のと殺、法第21条第1項の規定に基づく死体の焼却等、法第23条第1項の規定に基づく汚染物品の焼却等、法第25条第1項の規定に基づく畜舎等の消毒等必要な防疫措置を早急に実施する必要がある、これらは原則として家畜等の所有者が行うこととなるが、県は、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、積極的に家畜等の所有者に協力する。また、本病のまん延を防止するため緊急の必要がある場合は、家畜防疫員（以下「防疫員」という。）自らがその一部又は全部を実施できる。~~家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、患畜及び疑似患畜のと殺を早急に実施させる。~~

(2) 死体及び汚染物品は発生地（患畜又は疑似患畜の所在する場所を含む。以下同じ。）において焼却又は埋却又は消毒することを原則とするが、その数量、現地の地形等によって発生地で実施困難な場合は、病原体の散逸防止に万全を期しつつ他の場所（化製場を含む。）に輸送し、焼却、埋却又は化製（疑似患畜に限る。）する。

このため、家畜の所有者は、県と連携し、死体及び汚染物品の処理が速やかに実施できるよう、あらかじめ関係市町村等と協議を行い、その処理方法の検討及び焼却、埋却等の場所の確保に努める。また、県及び市町村は、関係機関及び関係団体と連携して、本病の集団発生等により多数の死体及び汚染物品が生じる場合を想定し、焼却、埋却及び化製処理が可能な施設のリストアップ、発生時の相談窓口の確認及び事前説明並びに関係団体等が行う死体等の運搬及び処理体制の整備についての指導・推進に努める。

2 移動の規制及び家畜集合施設の開設等~~の~~制限について

家畜等の移動の規制及び家畜集合施設の開設~~等~~の制限は、口蹄疫本病のまん延防止を図る上で極めて重要な手段であり、規制の徹底を期すため、関係者の理解と協力を得て効果的に履行を確保する。

- (1) 発生地は、法第15条の規定に基づき、通行の制限又は遮断を行い、応急的な防疫措置（予備的消毒、家畜の殺処分その他の病原体の散逸防止のための措置）が終了するまでの間、人を含めすべての物品の移動、搬入及び搬出を禁止又は制限する。
- (2) 移動制限地域（原則として発生地を中心として半径20km以内）の規制は、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、都道府県知事が規則を定め

て行うが、制限が広範囲の地域、長期間に亘る場合等必要があるときは、法第47条の規定に基づき、農林水産大臣が都道府県知事に対し、これらの規制措置を実施すべき旨を指示し、又は、法第32条第2項の規定に基づき、農林水産大臣が自ら区域を指定し、家畜等の移動を制限する。

3 予防注射について

(1) 現在、本病の予防液は、発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序に使用した場合、ウイルス保有動物が生じることにより国内に病原体が定着するおそれがあり、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担が必要となる可能性がある。このため、本病の防疫においては、早期の発見と感染家畜の迅速な殺処分により、短時間のうちにまん延を防止することが最も効果的な方法である。

したがって、発生が周囲に拡大し、摘発・淘汰によるまん延防止が不可能となった場合においてのみ、予防液の使用を検討することとなるが、使用する場合には、専門家からの助言を踏まえた衛生管理課の指示に基づいて、防疫員の監視の下、計画的に行う。予防注射は、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合に、法第31条に基づき、実施することとし、接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限する。

(2) 国は、予防液の購入及び備蓄を行うとともに、注射関連資材の備蓄に努め、予防注射の実施に当たっては、法第49条の規定に基づき、都道府県(以下「県」という。)に譲与又は貸付する。また、県にあっては、緊急時の防疫資材の入手方法等を検討するとともに、最低限の備蓄に努めるものとする。

第2 ~~防疫措置~~ 発生の予防

1 家畜の所有者の留意事項

本病は空気伝播などにより急速に拡大する急性伝染病であり、本病の症状を呈する異常家畜（以下「異常畜」という。）の発見から防疫対応に至るまでの初動防疫を迅速に実施することが、病原体のまん延防止の観点から極めて重要である。したがって、偶蹄類の家畜の所有者は常日頃から家畜の状態を観察し、口腔や蹄などに水疱の形成等の異常が見られた場合には、直ちに獣医師に診察を求めるとともに、家畜保健衛生所に連絡するなど、早期発見、早期通報に努める必要がある。

また、家畜の所有者は日頃から疾病に関する正確な知識と衛生管理技術の習得に努め、万一の発生の際には冷静かつ的確な対応をとれるよう備えることが重要であり、国、県等は関係者に対し、必要な情報の提供及び普及啓発に努めることが重要である。

2 異常家畜の発見の届出から病性決定までの措置

(1) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置

~~家畜の所有者等から口蹄疫の症状を呈する異常家畜（以下「異常畜」という。）~~を発見した旨の届出があった場合には、次に掲げる対応を行う。また、法第5条、第31条又は第51条の検査時に~~家畜防疫員（以下「防疫員」という。）~~が異常畜を発見した場合にあっても、これに準じて措置するものとする。

ア 届出を受けた防疫員は、届出事項を別記様式1により調書（以下「届出調書」という。）に正確に記録し、緊急的な措置について次の指導及び又は依頼を行うとともに、現地到着予定時間を連絡する。

(ア) 異常畜の所有者（管理者）に対する指導事項

口蹄疫という極めて悪性の伝染病に似ていることを周知させること。

確実な診断が得られるまでの間、すべての動物（偶蹄類以外の動物（犬、猫、馬及び鶏）を含む。）をけい留及び隔離するとともに、飼養場所の排水口は、適切な消毒措置を講じるまでの間、閉鎖すること。

当該家畜の飼養場所（以下「農場」という。）の出入口を一箇所のみとし、消毒槽を設け、防疫関係者以外の者の立入をさせないこと。

応急的な消毒を行うこと（人に対する消毒も含む。）。

急病等の緊急かつやむを得ない場合以外は外出をせず、農場及びその関連施設の外に物を搬出しないこと。また、万が一外出する場合は、（イ）の規定に従うこと。

当該家畜の生乳、精液等の生産物及び糞、敷料等の排泄物は他の家畜、人及び物と接触することがないよう措置すること。

(イ) 異常畜を診断又は検案した獣医師等に対する指導及び又は依頼事項

防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、（ア）の事項を履行するよう助言及び指導すること。

当該農場を去る前に、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒並びに車の洗浄及び消毒を行い、当日は直ちに帰宅するとともに、帰宅後は、更に車、携行用具、衣服等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。

異常畜が~~口蹄疫~~本病でない旨の連絡があるまでは、偶蹄類の動物と接触しない

こと。なお、~~目蹄疫本病~~と判明した場合は、異常畜を診断又は検案した後7日間は偶蹄類の動物と接触しないこと。

(ウ) と畜場において異常畜が発見された場合の措置事項

と畜場での家畜及び畜産物の搬出入を緊急的に停止すること。

異常畜の出荷農場を直ちに特定し、(ア)の指導を行うこと。

異常畜を発見したと畜場において、と畜検査員と相談の上、と畜場内や立入者、車両等の適切な防疫措置を行うとともに、また、異常畜以外に搬入されている家畜の出荷農場の特定を行うとともに、当該農場において経過観察等の防疫措置を講じること。

イ 届出を受けた防疫員は、家畜保健衛生所長に届出のあった旨を報告し、届出事項を記入した別記様式1調書を都道府県畜産主務課(以下「県畜産課」という。)の家畜衛生主任者(以下「衛生主任」という。)にファクシミリ等で送信するとともに、その概要、現地到着予定時間及びその後の連絡方法について電話で連絡する。

ウ 家畜保健衛生所長は、直ちに防疫員に必要な用具を携行させ現地に急行させるとともに、発生農場に立ち入る防疫員、家畜保健衛生所及び衛生主任の間の連絡担当者の設置、現地周辺の家畜の飼養状況等の関連資料の準備を行う。

~~なお、防疫員の現地携行用具は次のとおりとする。~~

~~ア 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋等。~~

~~イ 臨床検査用器材：タワシ、体温計、保定具、ロープ(保定用)、白布(1m×30cm)、鎮静剤、プロバンゲ、懐中電灯等。~~

~~ウ 病性鑑定材料採取用器材：外科用ハサミ、材料送付ビン、材料保存液、採血器具(採血針、採血管)、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱等。~~

~~エ 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、デジタルカメラ、画像送受信機等。~~

~~オ 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等。~~

~~カ その他：ビニール袋、着替、食料品等。~~

エ 防疫員は、現地到着後、車を農場施設の外に置いて、防疫衣を着用し、現地に携行した用具をもって施設内に入る。

オ 検査は、第5の1を参考にして一般臨床所見を中心に実施するとともに、疫学的調査も併せて行う。

カ ~~目蹄疫本病~~が否定される場合には、防疫員は次に掲げる対応を行う。

(ア) ~~防疫員は、別記様式2の事項~~現地で行った調査の結果(以下「現地概要」という。)及び判断の根拠を家畜保健衛生所の連絡担当者に電話で連絡し、連絡担当者は家畜保健衛生所長に確認の上、衛生主任に電話連絡するとともに、~~別記様式2~~現地概要の調書を速やかに作成し、ファクシミリ等で送信する。

(イ) 衛生主任から家畜保健衛生所長を通じて特別の指示があれば、それに従う。衛生主任は、~~目蹄疫本病~~が否定されることを確認した場合には、飼養農場等に対する指示を解除する。

キ ~~目蹄疫本病~~が否定できない場合には、防疫員は次に掲げる対応を行う。

(ア) カの(ア)と同様に衛生主任に連絡し、その後の指示を求める。

(イ) 適切な病性鑑定用材料を採取し、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所(以下「動物衛生研究所」という。)に搬送する。(搬送に

については、あらかじめ現地に急行する防疫員を定めておく。ただし、継続的に発生する場合には、症状からもその病性が明らかな場合等は採取を不要とすることがある。) 材料採取の要領は、第5の2によることを基本とし、必要に応じて、県畜産課又は農林水産省消費・安全局衛生管理課(以下「衛生管理課」という。)を通じ、動物衛生研究所に技術的な助言を求め、又は、専門家の派遣等を要請する。

- (ウ) ~~防疫員は、~~病性決定までの時間、殺処分の場所、焼却又は埋却の別等その後の防疫の段取りを検討する。
- (エ) ~~防疫員は、~~衛生主任の指示があるまで現地を離れてはならないものとする。
- (オ) 初発の場合には、防疫員は現場の所見のみで直ちに口蹄疫本病と決定してはならないものとする。

(2) 県畜産課及び衛生主任の措置

ア 異常畜届出時

(1) のイの防疫員の届出に基づき、患畜又は疑似患畜の発生の場合を想定し、準備に着手する。

- (ア) 次に掲げる場合には、至急、衛生管理課に電話で連絡するとともに、別記様式~~1~~届出調書をファクシミリ等で送信する。

発症家畜が複数あること。

発症後数日で群内に広がりがあること。

- (イ) 緊急防疫に必要な防疫員の待機状況、各家畜保健衛生所等における緊急連絡網の整備状況(電話、ファクシミリ、メール等)及び防疫用資材の調達計画を点検する。

イ 口蹄疫本病が否定される場合

- (ア) (1) のカの(ア)の連絡があった場合には、否定されると判断する根拠について、十分に質問し、それを確認する(疑わしい事項があれば、更にその追求を指示する。)

- (イ) ~~口蹄疫本病~~が否定されると確信する場合には、防疫員の待機を解除することとするが、アの(ア)により衛生管理課に連絡を行っている場合には、衛生管理課にその旨を電話で連絡するとともに、別記様式~~2~~現地概要の調書をファクシミリ等で送信し、指示を受けた後、防疫員の待機を解除する。

ウ ~~口蹄疫本病~~が否定できない場合

- (ア) (1) のキの(ア)の連絡があった場合には、病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学所見等診断の参考となる追加情報の収集、防疫措置の実施・準備等について必要な指示を与える。

- (イ) 衛生管理課にその旨を電話連絡するとともに、別記様式~~2~~現地概要の調書をファクシミリ等で送信する。必要であれば現地の防疫員から直接異常の状況等について衛生管理課に連絡させることとし、その際はデジタルカメラ等を用いた通信画像も活用する。

- (ウ) 8の口蹄疫県防疫対策本部及び口蹄疫現地防疫対策本部の設置を準備する。

エ アの(ア)の 又は の場合には、衛生管理課に確認した上で、県内関係市町村担当者及び隣接県の衛生主任に対しても別記様式~~2~~現地調書の概要により連絡することとするが、連絡を受けた市町村及び県は、この時点の情報の取扱いには、慎重

を期する。

オ 周辺市町村の家畜の飼養状況等衛生関連情報の整理を行うとともに、発生農場との関連場所（家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料輸送車関係の出入り等）について、風評等に配慮し、情報管理に慎重を期しつつ調査を開始する。

カ 初発の場合には、（１）のイに基づく現場からの報告のみで直ちに~~口蹄疫本病~~であると県畜産課及び衛生主任は断定してはならないものとする。

（３）衛生管理課の措置

ア （２）のアの（ア）又はウの（イ）により県畜産課から報告を受けたときは、直ちに動物衛生研究所に電話で連絡し、~~別記様式~~ 現地概要の調書をファクシミリ等で送信するとともに、衛生主任に病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学所見等診断の参考となる追加情報の収集、防疫措置の実施又は準備等の状況を確認し、必要な指示を行う。

イ （２）のアの（ア）の 又は の場合には、その旨を動物医薬品検査所、動物検疫所等に連絡し、協力体制の準備を依頼するとともに、係官の派遣を検討し、口蹄疫中央防疫対策本部の設置を準備する。

ウ 動物衛生研究所の行った病性鑑定の成績を直ちに病性鑑定依頼を行った県畜産課と動物医薬品検査所、動物検疫所等に連絡する。

エ 防疫措置終了までの間、必要に応じ、衛生管理課、動物衛生研究所、動物医薬品検査所、動物検疫所、学識経験者等で構成される防疫技術委員会を開催する。

（４）病性の決定

衛生管理課は、現地調査結果、疫学調査結果及び動物衛生研究所の病性鑑定の成績を基に、必要に応じて、防疫技術委員会の意見及び助言を聴いて病性を判断することとし、~~口蹄疫本病~~の患畜又は疑似患畜と診断することが適当と判断した場合には、直ちに病性を決定し、その結果を病性鑑定依頼を行った県畜産課に連絡する。

続発する場合も、原則として同様とするが、~~口蹄疫本病~~が発生した県畜産課の判断に委ねる場合は、その旨を衛生管理課からその県畜産課に連絡する。

第3 まん延の防止

1 口蹄疫本病（患畜又は疑似患畜）の病性決定時の措置

(1) 発表

- ア 発表内容は、~~別記様式3~~を基本とし~~あらかじめ定めた様式を参考に~~、衛生管理課と県畜産課で調整する。
- イ 発表に先立ち、発表の概要、今後の防疫の対応方向及び協力要請の内容について、衛生管理課は地方農政局~~畜産課~~及び関係府省~~庁~~の担当部局等関係機関に、県畜産課は衛生管理課と調整した上で、県警察本部、県食品衛生担当部局等関係機関、県内市町村及び関係団体に連絡し、防疫活動についての協力を依頼する。
- ウ 発表は、農林水産省と県の両方で同時に行う。この場合、発表内容は、あらかじめ、整備している情報提供ルートに沿って関係者に周知する。
- エ 県畜産課及び衛生管理課に広報担当者を置く。
- オ 新たな発生、移動の規制等の事実関係は、必要に応じ、その都度~~資料として~~新聞社、テレビ局等の報道機関に~~送付資料を配付~~するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者に配布する。

(2) 防疫対策本部の設置

- ア 8に定めるところにより、農林水産省に口蹄疫中央防疫対策本部（以下「中央対策本部」という）、口蹄疫の発生県に口蹄疫県防疫対策本部（以下「県対策本部」という。）及び家畜保健衛生所に口蹄疫現地防疫対策本部（以下「現地対策本部」という。）をそれぞれ設置する。
- イ 各対策本部には、緊急用専用電話及び専用ファクシミリを備えつける。
- ウ 各対策本部の設置を公表し、現地対策本部においては、必要に応じ~~チラーシ本病の概要、留意点等を記載した文書（別記様式4）を作成し、関係者に~~配布する。関係機関~~及び関係団体~~（市町村、農協、警察、家畜市場、と畜場、農業共済団体、県獣医師会、開業獣医師、人工授精所、牛乳工場、食肉加工場、飼料会社等）には、文書で各対策本部を設置した旨を通知し、防疫活動についての協力を要請する。

(3) 防疫員の動員

県畜産課及び家畜保健衛生所は、必要な人数の防疫員に対して集合を命じ、その他の防疫員についても当分の間（約2週間）、常時その行動や所在を把握する。その後の発生状況等に応じて、~~口蹄疫本病~~が発生した県の防疫員では対応が困難と判断される場合には、衛生管理課に対して、不足員数、派遣要請期間及び予定活動内容を連絡し、他県の防疫員の派遣について調整を依頼する。

(4) 国からの防疫専門家の派遣

衛生管理課は、必要に応じ、動物衛生研究所、~~動物医薬品検査所~~、動物検疫所等の協力を得て防疫の専門家を当該県に派遣し、防疫に関する技術的助言を行う。

(5) 公示、報告又は通報

県畜産課は、法第13条第4項の規定に基づき~~口蹄疫本病~~の発生を公示するとともに、関係機関に通報を行う。

2 現地における防疫措置

(1) 一般緊急措置

- ア 現地の防疫員により措置する場合は、現地対策本部長等を総括責任者として定め、かつ、それぞれの業務分担及び指揮命令系統を明らかにしておく。
- イ 家畜所有者に対し、**口蹄疫本病**の概要、法の趣旨、所有者の義務、県等の協力方針、**法第52条の2**の規定により「行政不服審査法」（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに制限がある旨等について説明を行う。
- ウ 殺処分、死体処理、消毒、**隔離汚染物品の処理**等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び**関係**団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の防疫員は殺処分予定頭数（畜種別）、殺処分の方法、死体処理方法、家畜共済への加入の有無、消毒面積等防疫措置に必要な事項について同本部に確認し、指示を受ける。
- エ 畜舎の外部の見やすい場所に発生標示と立入禁止の掲示を行い、門を閉じるか綱を張るなどし、出入口数を必要最小限に限定する。当該出入口には、消毒槽及び噴霧消毒施設を設ける。
- オ すべての動物の隔離及びけい留並びに排水口の閉鎖を再確認する。
- カ ウイルスに汚染するおそれのあるすべてのもの（庭及び道路を含む。）に十分な消毒液を散布する。この場合において、家畜の管理等に使用した衣類、飼育管理用器具等についても同様とする。
- キ カラス、ネズミ等野生動物を駆除するとともにその侵入防止対策を講じる。
- (2) と殺の指示及び評価
- ア 防疫員は、3の(6)による殺処分の対象とされた家畜の所有者に対し、と殺指示書（~~別記様式5~~）を交付する。
- イ **法第58条第4項に定める**評価人の現地到着を待って、殺処分予定畜の評価を行う。評価人は、評価を行う場合には、防疫衣を着用し、ウイルスの散逸防止に細心の注意を払う。
- ウ 殺処分に先立って、評価人の評価を基に、防疫員はへい殺畜等手当金交付規程（昭和32年農林省告示第119号）別記様式第2号による「動物評価意見具申書」に準じた評価書を作成し、殺処分を進める。手当金交付の適正を期すため、個体（ただし、多頭群飼育されている育成家畜、肥育豚にあっては群ごとの代表的な個体。）ごとに写真を撮影しておく。
- (3) 殺処分
- ア 原則として、所有者の責務として実施する。その実施に当たっては、防疫員は積極的に協力することとするが、飼養規模等から所有者が限られた時間内に適切に実施することが困難な場合等には、防疫員が(4)に規定する死体処理も含め患畜又は疑似患畜の殺処分を行うことができる。
- イ 殺処分を行う場所は、畜舎内又はその後の死体処理に便利な場所のいずれでも構わないが、なるべく公衆の目に触れない場所を選定する。
- ウ 畜舎外で殺処分する場合には、柵等を用意し、又は十分な保定を行い、家畜の逃亡を防止しなければならない。
- エ 殺処分は、発症家畜に対して優先的に行い、薬殺、電殺等の方法により迅速に行うものとする。
- オ と殺後、個々の家畜について口腔、鼻腔、蹄部等における病変の有無を調べ、記録する。

カ 殺処分の対象家畜は、患畜及び原則として次の（ア）から（ウ）までに該当する疑似患畜とする。

（ア）患畜と同じ農場において飼養されている牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのしし（以下「偶蹄類の家畜」という。）の全部。

（イ）患畜の飼養管理者が同一に管理している他の農場において飼養されている偶蹄類の家畜の全部。

（ウ）その他（ア）及び（イ）に準ずるものとして防疫員が認める偶蹄類の家畜（県畜産課と事前に協議する。）。

キ 複数の畜種で発生があった場合には、原則として、豚の殺処分を優先する。

（４）死体の処理

ア 防疫員の監督の下、原則として、現地又はその付近において焼却又は埋却する。

イ アの用地の確保が困難な場合には、原則として、と殺後、適当な焼却若しくは埋却場所までコンテナ車両を用いるか、不浸透性のシートで包み運搬して処理するか、又は十分な処理能力を有する化製場において化製する（ただし、化製の対象は、疑似患畜の死体に限る。）。

ウ 運搬に当たっては、次の点に留意する。

（ア）積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。

（イ）コンテナ車両がない場合は、床及び側面を１枚のシートで覆い、更に死体積載後、上部もシートで覆う。

（ウ）車両には、消毒液を搭載するとともに、防疫員が処理する場所まで同行する。

（エ）運搬後は、車両及び資材を（６）に準じて直ちに消毒、焼却又は埋却する。

エ 焼却又は埋却する場所の選定に当たっては、所有者及び関係者と事前に十分協議する。埋却の場合は、土質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を関係機関と協議する。焼却の場合は、火災予防に留意し、消防署等と協議する。

オ 埋却の場合

埋却する穴の深さは４～５ｍとし、埋却された家畜の死体の上に２ｍの覆土ができるようにする。地形が許す限り、牛２頭程度を併列で細長く埋却する。

~~備考：なお、成牛２０頭、豚又はめん羊６０頭を併列で細長く埋却するためには、縦約１０ｍの用地を必要とする。~~

~~準備器材：ブルドーザー（整地、穴掘り、トラック牽引）、パワーシャベル（穴掘り、死体つり上げ）、ダンプ（死体運搬）、給水車、消毒器、チェーン、シャベル、夜間照明灯等~~

カ 焼却の場合

家畜伝染病予防法施行規則（昭和２６年農林省令第３５号。以下「規則」という。）別表第２の基準による。

キ 化製の場合

常法によるが、運搬車両から原料搬入口までは、シートを敷詰める等により汚染が最小限となるよう留意し、防疫上の安全性確保及び化製製品の円滑な流通確保の観点から、原料置場と製品置場とを隔てて設置し、消毒実施状況を確認するため、設備及び資材の消毒が終了するまでの間、防疫員が立会いを行う。

（５）消毒等

ア 現地での消毒は、~~口蹄疫~~**本病**ウイルスに有効な苛性ソーダ（２％）、苛性カリ（

2%)、炭酸ソーダ(4%)、ホルマリン液(10%)、消石灰(有効なpHを確保できること)、蒸気等により行う。

イ 農場の出入口を一箇所のみ制限し、消毒槽及び噴霧消毒器を備え付ける。

ウ 消毒に取り掛かる前に作業員の被服は消毒済みのものと取り替える。

エ 家畜に接した又は接したおそれのある器具及び衣服を集め、消毒液に浸すか又は煮沸する。

オ 農場全体を十分に消毒する。

カ 農場の下水及び排水溝に消毒薬を投入する。

キ 農場でのネズミ等野生動物の駆除を実施する。

ク 殺処分、死体及び汚染物品の処理が完了した時点で、口蹄疫本病ウイルスに有効な消毒薬、蒸気等により繰り返し消毒を実施(少なくとも1週間間隔で3回以上)する。

(6) 汚染物品等の処分

汚染物品は、患畜及び疑似患畜の生乳、精液等の生産物及び糞、敷料等の排泄物並びにこれらに接触した又は接触したおそれのあるものを言い、原則として、次のとおり焼却、埋却又は消毒により処分する。

ア ~~家畜~~防疫員の指示に従い、疑似患畜の死体を解体した一部(肉、骨、臓器、皮等)は、焼却又は埋却する。

イ 家畜の生乳、精液等の生産物は、酸化又はアルカリ化した後、死体等とともに埋却する。

ウ 家畜の糞、敷料等の排泄物は、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、散逸防止措置を行った上で堆肥化する(発酵消毒)。

エ 飼料、乾草及びわらは、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、家畜及び飼養者が接触した部分を焼却又は埋却する。また、感染源でないことが確実に判断できるものであって、サイレージ以外のものは、薫蒸等の方法で確実に消毒したもののみ、発生農場での利用を認めることとする。

オ 畜舎及び農作業に用いた車両器具類は、清掃後消毒する。

カ 家畜管理用具類は、金属製用具等消毒が容易なものを除き焼却又は埋却する。

(7) 人員の確保

現地における防疫措置に必要な人員は、現地対策本部が、市町村関係機関、及び関係団体等の協力を得て確保することとなるが、想定を超える規模の発生があり、防疫措置の遅延によりまん延が拡大すると見込まれる場合は、事前に自衛隊災害担当窓口に対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する等の手続を行い、衛生管理課と協議の上、県知事より自衛隊への派遣要請を行う。

(8) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点

ア 入場時は消毒済みの作業着、長靴等を着用する。

イ 退場時には、身体、衣服及び眼鏡を消毒後、入場時着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行う。場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰る。

ウ 農場出入口に仮設テントを設置する等、ア及びイの措置が円滑に実施できるよう配慮する。

エ 帰庁(宅)後、移動に利用した車の消毒、着用していたすべての衣服の洗濯、入

浴及び洗髪を行う。

オ 現地防疫従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合には、事前に防疫員の指導を受け、工の措置を再度実施することとする。なお、作業員の雇用に当たっては、あらかじめ、家畜飼養の有無を調べ、偶蹄類の動物を飼養している場合は、~~偶蹄疫本病~~のまん延防止の観点から、慎重を期する。

3 接触したおそれのある感受性動物の追跡

(1) 追跡調査

ア 第2の2の(1)により防疫員が現地調査を行った結果、~~偶蹄疫本病~~が否定できない場合には、過去21日間の家畜の移動(出入りを含む。)及び過去7日間の人の出入りその他の接触を調べ、~~別記様式2の不明疾病、現地調査表により、現地概要の調書を~~連絡担当者を通じて衛生主任に通報する。

イ 衛生主任は、通報のあったすべての情報について、それぞれの所在する場所を管轄する家畜保健衛生所に追跡調査の準備をするよう指示し、発生農場で第2の2の(2)のアの(ア)の又はの場合には直ちに、これ以外の場合には~~偶蹄疫本病~~と決定された後、調査を行わせる。調査に当たっての措置については、第2の2の(1)に準ずる。

ウ 衛生主任は、家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料輸送車関係等について、関係者の協力を得ながら状況を把握し、病性決定後、直ちにその協力を得て調査を開始する。

エ 関係場所が他県に亘る場合には、衛生管理課に連絡の上、当該県に連絡する。当該県はイと同様に追跡調査を行わせる。

(2) 調査に基づく措置

防疫員は、患畜又は疑似患畜と接触した、又は接触したおそれのある偶蹄類の動物について隔離を指示し、原則として、以下のとおり患畜又は疑似患畜となるおそれのある家畜に対して防疫措置を行う。

ア 患畜と接触した獣医師、人工授精師、削蹄師等が病性決定までに他の偶蹄類の家畜に接触した場合は、当該家畜を疑似患畜として殺処分し、その畜舎を消毒し、その後3週間は家畜の搬入及び人の出入りを行わないよう指導する。

イ 患畜と病性決定から過去7日以内に接触したことが明らかな偶蹄類の家畜は、疑似患畜として殺処分及び焼却又は埋却~~処分~~を行い、その畜舎を消毒し、その後3週間は家畜の搬入及び人の出入りを行わないよう指導する。

ウ その他イ以外の家畜にあつては、接触の程度、経過日数その他参考となる事項を基に、衛生管理課と電話で協議し、処置する。

エ 患畜となるおそれのある家畜として隔離を指示したものについては、臨床症状の観察とともに、接触後の2週間を経た後に血清検査を実施し、感染の有無を判断する。

オ ~~殺処分の場合は別記様式5、及び~~隔離の場合は~~別記様式6の~~指示書を当該家畜の所有者に交付する。

4 移動の規制及び家畜集合施設の開設~~権~~等の制限

移動の規制及び家畜集合施設の開設^催等の制限は、移動制限地域と搬出制限地域に区分し、法第32条、第33条及び第34条の規定に基づき行うほか、発生地については、法第15条により通行の制限又は遮断を行う。

(1) 通行の制限又は遮断

ア 範囲

発生地及びその周辺に限定する。

イ 規制の期間

72時間以内(応急的な防疫措置、すなわち、予備消毒、家畜の殺処分、その他病原体の散逸防止のための当面の措置が完了するまでの期間とするが、72時間を超えてはならない。)に限定する。

ウ 規制の内容

人及び物品を含めたすべてのものの移動、搬出及び搬入を制限する。通勤・通学、医療、生活必需品確保、郵便等のための人の通行については、適当な消毒等(靴底消毒、畜産関係者の着衣の消毒、通行路の制限等)の措置を行った上で認める場合を除き、不要不急の通行は禁止する。

エ 手続、標示等

通行^{の制限又は}遮断の手続、標示等については、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第2条の規定に基づき行うこととし、事前に市町村の協力を得る等、関係住民に対し、その概要及び必要性を説明するとともに、管轄の警察署長に対し周辺の混乱防止について協力を要請する。

(2) 移動制限地域

ア 地域の範囲

(ア) 原則として、発生地を中心として半径20km以内の地域とし、発生状況等から伝播力が弱いと判断される場合には、最小半径10km以内の範囲で衛生管理課と協議して定める。

(イ) 区域の設定は、最小行政単位(市町村)の区域、又は道路、河川、鉄道、その他境界を明示するのに適当なもので定める。

イ 規制の期間

発生の確認後速やかに規制し、その規制期間は、原則として、最終発生例の殺処分完了後3週間までとする。この期間は、発生の推移に応じて増減する。

ウ 規制の内容

(ア) 生きた偶蹄類の家畜の移動は禁止する。

(イ) 原則として、偶蹄類の家畜に関する次に掲げるものについては、病原体をひろげるおそれのある物品として移動を禁止する。

発生地及び患畜の発生するおそれの大きい近接農場で搾乳された生乳(ただし、陰性が確認された近接農場は除く。)

使用された家畜管理用具、敷料、飼料、糞尿等(ただし、敷料及び糞尿については、防疫員が当該農場の家畜に臨床的な異常がないことを確認し、かつ、環境保全上やむを得ないと認める場合は、その移動経過を記録の上、移動制限地域内の処理施設、畑地等へ移動することができる。)

家畜の死体(ただし、移動制限地域外で死亡したもの及び移動制限地域内で死亡したもののうち、2の(4)のイ及びウに掲げる方法で運搬されるものであ

て、防疫員が、当該家畜の飼養されていた農場の他の家畜に臨床的な異常がないことを確認し、かつ、環境保全上移動させることがやむを得ないと認めたものについては、移動制限地域内の処理施設に移動することができる。なお、移動制限地域内で死亡したものを移動する場合には、その移動の経過を記録するものとする。)。

移動制限地域内で採取された精液及び受精卵。

(ウ) と畜場及び家畜市場は閉鎖する。

(エ) 家畜人工授精は、中止する。ただし、家畜の所有者又はその雇用者が移動制限地域以外の家畜人工授精所で採取した精液を用いて行う場合は、この限りでない。

(オ) 新たな放牧は、中止する。

エ 規制の除外例

原則として、規制後3週間は、例外を設けないこととするが、3週間経過後、次により例外を設けることができる。

(ア) 移動制限地域内のと畜場及び家畜市場の再開（発生地から半径5kmの地域内を除く。この場合には、家畜市場で取り扱う家畜は、その地域内のと畜場でと殺する目的のもののみとする。)。

(イ) 移動制限地域外からの偶蹄類の家畜の移入。

(ウ) 発生地から半径5kmより外の地域で移動制限地域外の家畜人工授精所で採取した精液を用いて行う人工授精の再開。

オ 移動制限地域内での指導事項

防疫員は、移動制限地域内において、以下の事項について関係者への指導を行う。

(ア) 偶蹄類の家畜飼養場所への畜産関係者の出入りの自粛及び入出場時の消毒。

(イ) 生乳輸送時の生乳輸送車の消毒、生乳タンク排気口の消毒薬で濡らした布による被覆、集乳経路の検討（ウイルス散逸の危険の小さい地域から大きい地域）等のウイルス散逸防止措置及び集乳経路の記録。

(ウ) 飼料輸送時の輸送車の消毒、配送経路の検討、飼料受渡し場所の制限等のウイルス散逸防止措置及び配送経路の記録。

(エ) 獣医師が偶蹄類の家畜の診療を行う場合の最小限の器具及び薬品の携行、農場入出場時の身体、器具、車両等の消毒、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等の着用・使用、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等のウイルス散逸防止措置及び診療経路の記録。

(オ) 以上の指導事項の履行を容易にするための移動制限地域境界付近及び移動制限地域内における共同車両消毒施設の設置。

(カ) 生乳の家畜への利用中止。

(キ) 死亡獣畜取扱場、化製場及び食肉加工施設における入出場車両の消毒（なお、必要に応じ防疫員が施設に立ち入り、その履行状況を監視することで円滑な生産物の流通を確保する。)。

(ク) 野生動物と偶蹄類の家畜の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障の設置、放牧家畜の囲い込み等。

オ その他

(ア) 移動制限地域については、その設置に関し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。

- (イ) 規制の履行の監視及び共同車両消毒施設の円滑な運用を図るため、警察等の協力を得るほか、運送業者等への連絡を行う。
- (3) 搬出制限地域
 - ア 地域の範囲
 - 原則として、移動制限地域に外接する発生地を中心として半径50km以内の地域で、発生状況等を踏まえ必要に応じ衛生管理課と協議して定める。区域の設定方法は、移動制限地域の場合に準ずる。
 - イ 規制の期間
 - 原則として、初発後3週間までの期間とする。
 - ウ 規制及び指導の内容
 - (ア) 生きた偶蹄類の家畜の搬出制限地域以外への移動を禁止する。
 - (イ) 生きた偶蹄類の家畜の導入先において14日間以上けい留する(と畜される家畜を除く。)。
 - (ウ) と畜用以外の家畜を入場させる家畜市場の開催を中止する。
 - (エ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止する。
 - (オ) 偶蹄類の家畜飼養場所への畜産関係者の出入りを自粛し、入出場時の消毒を励行し及びその実施を容易にするための共同車両消毒施設を設置する。
 - (カ) 生乳の家畜への給与を中止する。
 - エ その他
 - (ア) 搬出制限地域については、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。
 - (イ) 規制の履行の監視及び共同車両消毒施設の円滑な運用を図るため、警察等の協力を得るほか、運送業者等への連絡を行う。

5 立入検査、血清疫学調査等

関係県は、移動制限地域及び搬出制限地域内の偶蹄類の家畜の飼養場所、移動制限地域及び搬出制限地域から発生前21日以内に偶蹄類の家畜を導入した場所のほか、必要に応じ衛生管理課が指示した場所について、速やかに立入検査を行い又は診療獣医師の協力を得て、臨床上の異常の有無の確認、家畜の移動の有無等の疫学的調査を行うとともに、動物衛生研究所の協力の下、必要に応じ衛生管理課が指示する方法により血清疫学調査を実施する。

6 予防注射

予防注射は、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合に、法第31条に基づき、実施することとし、接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限する。~~予防注射については、実施が必要であると衛生管理課が判断し、指示した場合のみ実施する。~~

- (1) 予防液及び注射関連資材の備蓄場所は、動物検疫所(横浜)、同神戸支所及び門司支所博多出張所とし、発生時に必要に応じて発生地域を含む関係県の施設等に移送する。
- (2) 衛生管理課から予防注射を行う旨の連絡があった県は、免疫構成地帯や接種頭数

について、衛生管理課と協議し決定する。

- (3) 予防液及び注射関連資材は、法第49条に基づき該当県に譲与又は貸付する。該当県は、譲与又は貸付の申請書及び受領証(別記様式7)を農林水産大臣に提出する。
- (4) 予防注射は、法第31条の規定に基づき実施することとし、原則として、免疫構成地帯から発生地側に向けて迅速かつ計画的に実施する。
- (5) 予防注射を実施するに当たっては、譲与又は貸付された予防液の用法及び用量に従い、対象動物の異常の有無及び発生地との関係を確認する。注射事故があった場合には、衛生管理課に連絡しその指示に従う。
- (6) 予防注射を実施した家畜は、規則第13条の規定に基づき標識を付し、と畜場以外への移動を当分の間禁止することとし、その後の発生状況に応じその取扱いを衛生管理課で検討する。
- (7) 予防注射実施後は、~~予防液使用報告書(別記様式8)~~ 予防液を使用した旨を、農林水産省消費・安全局長に提出報告する。

7 原因の究明のための調査

県畜産課及び衛生管理課は連携し、関係県、動物衛生研究所、動物医薬品検査所及び動物検疫所の協力を得て、3及び5の調査及び検査結果を基礎とし、家畜、人及び車両の移動、飼料の利用、物品の移動、渡り鳥及び野生動物との接触の可能性、気象条件等を網羅的に調査し、専門家からの助言を踏まえ、感染源及び感染経路の究明に努める。

8 防疫対策組織

- (1) 現地対策本部(家畜保健衛生所)

~~(1) 組織及び任務~~

~~ア 次に掲げる組織により防疫に当たることとする。~~

本病発生地の実地的な防疫活動を組織的かつ円滑に行うことを目的として、現地を管轄する家畜保健衛生所を中心とした現地対策本部を設置し、本部長の下に次の各班を置くとともに、管内の市町村、関係機関及び団体による管内連絡会議を逐次開催し、~~防疫の円滑な推進を図る。~~

総務班・・・関係機関との連絡調整、管内連絡会議の開催、管内の防疫活動の計画・調整、現地で必要な人員・資材の確保、文書管理、経理及び防疫資材の出納事務を行う。

病性鑑定班・・・届出、調査等により入手された情報により現地に急行し、検診する。また、病性鑑定のための採材、搬送等を行う。

発生地班・・・発生農場に常駐し、当面の防疫が一段落するまでの防疫措置(立入禁止、殺処分、消毒等)を指揮する。

評価班・・・殺処分家畜等の評価を行う。

検診班・・・発生地周辺地域の緊急検診及び摘発検査を実施する。

追跡班・・・発生家畜と関係のある家畜の疫学調査及び防疫上の指示を行う。

移動規制班・・・移動の規制、と畜場・家畜市場等の監視、移動許可書の発行等制限地域内の防疫措置に係わる指導を行う。

~~イ 組織の運営に当たっては、次の事項に留意する。~~

~~(ア) 業務の分担、責任区分及び指揮命令系統を明確にしておく。~~

~~(イ) 現地対策本部の勤務時間は、原則として、平常どおりとするが、当分の間は、宿日直を置き、毎日2-4時間執務体制をとれるよう配慮する。~~

~~(ウ) 現地対策本部要員の健康管理に十分留意する。~~

~~(エ) 病性鑑定班及び評価班の班員は、同一日に発生地班に移動できるが、その他の班の班員は、同一日に他の班への配置換えを行わないものとする。~~

~~(2) 準備事項~~

~~ア 専用電話、ファクシミリ及び携帯電話の準備。~~

~~イ 防疫衣等の消毒用具(ガス滅菌、薬液又は煮沸消毒)。~~

~~ウ 消毒用の薬品及び資材の準備。~~

~~エ 管内の関係機関、施設等のリスト(電話番号、ファクシミリ番号)。~~

~~オ 県一円及び管内の地図、道路地図、家畜の飼養状況等が記載された資料。~~

~~カ 防疫員用告知板。~~

~~キ 文書指示及び報告用の各種様式類。~~

~~ク その他事務用器材、用品等。~~

~~(3) 活動要領~~

~~各班の分担任務のうち、特に留意すべき事項は次のとおりとする。~~

~~ア 総務班~~

~~(ア) 県対策本部及び管内関係団体・機関との連絡並びに管内関係者からの問い合わせの対応者を明確にし、連絡及び回答の概要は記録する。~~

~~なお、報道関係への対応は、原則として、県対策本部で行う。~~

~~(イ) 県対策本部の指導の下、管内の防疫活動の計画及び調整を行い、その結果を、防疫員告知板を用いて本部内へ周知する。~~

~~(ウ) 現地からの連絡を基に県対策本部と連携して、管内関係団体・機関の協力を得て、人員の確保及び派遣並びに資材の確保及び供給を行う。~~

~~(エ) 次の庶務を行う。~~

~~・各種の文書報告、指示等の様式の作成及び発送~~

~~・備品の保管・借り出し及び借出台帳の管理・保管~~

~~・消耗品出納台帳の管理と出納事務~~

~~・防疫員、雇用した獣医師その他の勤務台帳の管理~~

~~・経理台帳の管理~~

~~(オ) 発生農場ごとの防疫措置状況(別記様式9)及び一覧表(別記様式10)を作成する。~~

~~イ 病性鑑定班~~

~~(ア) 発生を疑う通報は直ちに別記様式1に記載し、待機中の班員を現地へ急行させる。その後の措置は1に準ずる。既に同地域で発生が確認され、県対策本部が開設されている場合は、特に必要がある場合を除き、直接県畜産課への通報を要しない。~~

~~(イ) 病性を決定し、日蹄疫と決定した場合は、発生地班の任務にあたる。~~

~~ウ 発生地班~~

- ~~(ア) に基づいて行動するほか、毎日1回定時に現地対策本部に連絡する。~~
- ~~(イ) 防疫員の農場への出入りは、殺処分、死体処置及び予備消毒が完了するまでの間、最小限とし、防疫員のうち最低1人は必ず現地に常駐する。~~
- ~~(ウ) 発生地班の業務を終了した場合は、の8による消毒を行う。~~

~~エ 評価班~~

~~あらかじめ、地区ごとに選定していた評価人を速やかに招集し、の2に基づき評価を行う。~~

~~オ 検診班~~

- ~~(ア) 巡回による人為的なウイルスの伝播防止措置に特に留意する。~~
- ~~(イ) 検診台帳(別記様式1-1)は毎日の業務終了時に本部長に提出するほか、異常を認めた場合は、別記様式2に記載して本部長に提出し、その判断を求める。~~
- ~~(ウ) 日蹄疫のおそれのある家畜を発見した場合は、直ちにの1の(7)に準じた措置をとり、電話で現地対策本部に通報する。~~
- ~~(エ) 検診の途中、午前及び午後の各1回、定期的に現地対策本部と電話で連絡をとる。~~

~~カ 追跡班~~

- ~~(ア) 発生農場と直接的又は間接的に関係した農場を調査し、別記様式1-2により記入し、毎日、本部長に提出する。~~
- ~~(イ) 日蹄疫のおそれがある家畜を発見した場合は、の1の(7)に準じた措置をとり、電話で現地対策本部に通報する。~~

~~キ 移動規制班~~

- ~~(ア) 移動規制は、管轄警察署の協力を得て、的確に実施する。~~
- ~~(イ) 移動規制地域の標示を行う場合は、所轄市町村と十分に連絡する。~~
- ~~(ウ) 移動の規制及び家畜集合施設の開設等の制限を設けるに当たっては、防疫員により措置判断が異なることがないよう、あらかじめ、適用例の内容等を十分に決定しておく。~~
- ~~(エ) 規制地域内の生産者その他の関係者が行うべき防疫活動について、啓発するとともに、これら相互協力の指導等を行う。~~

(2) 県対策本部(都道府県)

本病発生県は、現地の防疫方針の策定、国、関係県、関係機関等との連絡調整、現地の防疫活動への指示・支援を行い、円滑な防疫対応を図ることを目的として、県対策本部を設置し、本部長の下に次の各班を置くとともに、関係部局を構成員とする庁内連絡会議を開催し、防疫の円滑な推進を図る。

総務班・・・防疫方針の策定、予算編成・執行、情勢分析、国、関係機関との連絡調整及び庁内連絡会議の開催を行う。

情報班・・・発生情報の防疫情報の授受及び収集、広報資料の作成、広報連絡及び問い合わせの対応を行う。

防疫指導班・・・現地調査、防疫措置の企画及び指導並びに発生原因その他の疫学調査を行う。

病性鑑定班・・・病性鑑定用材料の採取、同材料の受入れ及び送付並びに病性鑑定

を行う。

防疫支援班・・・焼埋却消毒等防疫用の資機材の調達及び配布、防疫要員の動員、関連事業の調整及び機動力の確保を行う。

流通調査班・・・家畜、畜産物、飼料等流通状況の調査及び調整を行う。

庶務班・・・所要経費の確保、手当金等の支出に関する事務を行う。

(3) 中央対策本部(農林水産省)

国は、国際機関、関係府省庁、関係県及び関係機関等との連絡調整、防疫方針の企画及び決定、情報収集、防疫措置に関する指示及び専門家との連絡調整等の業務内容に応じた体制を構築し、円滑な防疫対応を図ることを目的として、中央対策本部を設置し、本部長の下に次の各班を置くとともに、防疫専門家で構成される防疫技術委員会を設置するほか、省内関係部局で構成する省内連絡会議の開催及び関係地方農政局との連携を通じて、~~円滑な防疫の推進を図る。~~

また、動物衛生研究所に対しては、病性鑑定、疫学調査の実施、防疫措置に係わる援助等を行うための対策本部の設置を要請する。

総務班・・・防疫方針の企画及び決定、予算の編成及び執行、会議の開催、情勢分析、関係機関との連絡調整及び防疫技術委員会、省内連絡会議の開催を行う。

情報班・・・情報の授受及び収集、国民への周知並びに問い合わせの対応を行う。

防疫指導班・・・発生現地の調査、防疫措置の指導、病性鑑定に関する県及び動物衛生研究所との調整並びに疫学調査を行う。

防疫支援班・・・ワクチンの準備、消毒資材等の確保、防疫員の動員及び関係事業の調整を行う。

庶務班・・・予算の措置、手当金等の支出に関する事務を行う。

動物検疫所・・・輸出入検疫強化、防疫措置支援及び疫学調査支援を行う。

動物医薬品検査所・・・ワクチンの検査及び防疫措置の支援を行う。

第4 防疫対応の強化

1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要である。このため、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、国、県及び市町村の各段階で、危機管理体制の構築に努めるものとする。

また、県は、万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、周辺県及び県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打ち合わせ及び発生時を想定した防疫演習を実施し、まん延防止体制の調整、周知、点検及び改善に努めるものとする。

2 試験研究機関等との連携

本病の発生予防やまん延防止措置を的確に推進していくためには、本病に関する知見の収集やより効果的な防疫手法の開発が重要であり、こうした観点から、社会的、経済的側面にも配慮しつつ研究を積極的に推進していくことが必要である。このため、国は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備に努めるものとする。

また、本病は、世界各国で発生がみられることから、国際的な発生状況の把握や本病に関する知見の収集に努めるため、国は、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局（OIE）その他の国際機関との積極的な情報交換に努めるものとする。

第5 附則その他

1 家畜の検査と主な病変

以下、典型的な**蹄疫本病**の症状に対応した検査と主な病変を示すが、ウイルス株のタイプによっては、鼻・口部のびらん、潰瘍等軽度の症状しか示さないことがあることにも留意し、症状の経過、群内での広がり、疫学調査結果等を踏まえ判断する必要がある。また、その判断に際しては、現地の臨床疫学的情報を十分に収集した上で衛生管理課及び動物衛生研究所と協議する。必要に応じてデジタルカメラ等を用いた通信画像も協議に活用する。

(1) 牛

潜伏期：通常2～8日（1～21日の範囲）

臨床症状：発熱、過度の流涎、咀嚼困難、急性の跛行、著明な一般状態の悪化。

妊娠牛ではまれに流産がおこる。泌乳牛では乳量の減少がみられる。幼若牛は本病の特徴的な症状を示さず死亡することがある。老令牛では発生率は高いが、死亡率は2～3%である。

検査法：異常畜及び同居畜の少なくとも10%について体温を測定する。側桿応用法及び鼻鉗子で牛を保定し、口腔の検査を行う。保定の際、ロープ又は鼻鉗子が病変を隠さないように注意する。滅菌済みの軍手等を使用して舌を引き出し、口がい、頬部、鼻中隔及び舌を検査する。乳房及び乳頭を同時に検査し、陰門の状態にも注意を払う。蹄を検査するため必要に応じて牛を倒し、できれば検査前に蹄を洗ったほうがよい。圧痛に注意する。破裂していない水疱を見出すには数多くの牛を検査することが必要である。

口腔の病変：水疱は発病後6～8時間以内に現われ、通常24時間以内に破裂するので、破裂する以前の初期病変を見出すことは容易ではない。30時間までは、上皮には灰白色の斑点があり、この上皮はたやすくはがれ、爛斑となる。病変の回復は非常に早い。

発病後5日を過ぎると、最初の病変を見出すことは困難となるが、2～4週間後でも、瘢痕を見出すことができるものもある。

蹄の病変：口腔の病変と同一時期に現れる。水疱は6時間目には明らかに認められ、10時間目までは数多くの水疱が趾間に発生する。水疱形成は広範囲に起こり、24～30時間以内に破裂する。病変は蹄冠部にも存在する。蹄病変部には2次感染がしばしばおこるが、良好な状態のもとでは、回復は早い。蹄に手をふれると著明な疼痛症状を示す。

乳房の病変：水疱は12時間以内に乳頭、乳房に現れる。水疱は30時間以内に癒合し、破裂する。乳房及び乳頭では上皮が剥離し、爛斑となるが、回復は早い。

その他：子牛は、症状を示さず突然死亡することがあり、その場合水疱は死後検査により第一胃壁に発見される。

(2) 豚

潜伏期：通常2～10日（1～21日の範囲）

臨床症状：豚では、病変は蹄部に多く見られ、このため跛行が最も気付きやすい。

口腔粘膜及び鼻鏡の病変は非常に小さい。幼豚では、通常急性胃腸炎及び心筋の変性が起こる。感染子豚は哺乳を嫌い、弱くなり、元氣消失し、悪臭を伴う下痢

をする。子豚の死亡率は60%にもおよぶことがある。成豚では跛行がひどく、歩くことを嫌う。

検査法：豚は通常、蹄の疼痛性病変により歩くことを嫌う。口腔を十分に検査するためには、麻酔を行う必要があり、ペントバルビタールナトリウムの耳静脈内又は腹腔内注射あるいは塩酸ケタミンの筋肉内注射を行う。豚開口器の使用は口腔粘膜及び舌の検査のためにはよい方法である。趾間を離しておくために包帯が使用される。病変部は、著明な圧痛がある。

口腔及び鼻鏡の病変：口腔、鼻鏡に形成される水疱は一般的に小さいものが多いが、ウイルス株によっては大きな水疱を形成する。水疱は上皮が破裂後痂皮ができ、通常1～2週間で回復する。

蹄の病変：水疱は蹄の趾間、蹄冠部に現れ、そのほか中手骨（腕前骨）の部位にも現れる。水疱は、通常24時間以内に破裂し、蹄の剥離が起こり、しばしば完全に蹄が脱落する。蹄の再生は早く数週間で回復するが、落蹄等を伴う重症例では起立や歩行が困難で廃用となるものもある。

2 病性鑑定用材料の採取と送り方

(1) 水疱材料が得られる場合

ア 材料：水疱上皮1g以上（異常畜の舌又は口内のものが最良であるが、蹄部のものでもよい。水疱上皮は新鮮な破裂前のものが望ましく、同一群であれば複数頭から集めてもよい。発病当日のものであれば理想的である。）

イ 水疱上皮の保存液：0.04Mのリン酸緩衝液とグリセリン液を等量混和し、pH7.2～7.6に調整する。

ウ 材料の処理：病性鑑定材料を保存液に入れた送付容器に入れ、密栓し、容器の外側は4%炭酸ソーダ液で消毒し、破損や水漏れがないよう更に包装を厳重にして、氷を入れた容器に収めて運搬する。

(2) 水疱材料が得られない場合

ア 材料：プロバング、病変部ぬぐい液等（水疱材料が得られない場合には、プロバングテストによる食道咽頭粘液、病変部ぬぐい液又は扁桃拭い液等を採取する。プロバングについては、採取後、広口びんに入れ、性状を観察し細胞成分が含まれていることを確認する。胃内容物や血液が混入した場合には、水又は緩衝液で口腔を洗浄し再度採取する。）

イ 食道咽頭粘液の保存液：0.08Mのリン酸緩衝液に牛血清アルブミン0.01%、フェノールレッド0.002%、抗菌性物質（ペニシリン1,000単位、ストレプトマイシン1,000µg/ml、ファンギゾン2.5µg/ml）を添加し、pH7.2～7.6の範囲に調製する。

ウ 材料の処理：食道咽頭粘液は、採取後直ちにその2mlを等量の保存液が入った送付容器に入れて混和密栓する。容器の外側は4%炭酸ソーダ溶液で消毒し、ドライアイス又は液体窒素により急速凍結する。病変部拭い液又は扁桃拭い液の綿棒等で採取した拭い液は、綿棒等が確実に浸る量の細胞培養液（pHは中性に調製）を入れた送付容器に綿棒等のままつけ込み、密栓して外側を4%炭酸ソーダ溶液で消毒し、ドライアイス又は液体窒素により急速凍結する。凍結した材料は、ドライアイスを含めた運搬容器等を用いて、解凍させない状態で、動物衛生研究所（海外病研究部：東京都小平市）まで運搬する。

(3) 血液採取

患畜及び同居動物から採血する。

(4) 材料の運搬

動物衛生研究所への運搬は、事前に連絡の上、直接連絡員が持参する。空輸等最も早く確実な運搬方法を選ぶ。検査材料には必ず調書(別記様式2) 病性鑑定依頼書を添付する。

3 動物衛生研究所の行う病性鑑定

国際獣疫事務局(OIE)の定める 口蹄疫本病 の診断方法に基づき、動物衛生研究所において次の検査を実施する。

(1) ウイルス学的検査

ア ウイルス分離：材料を、組織培養(初代牛腎細胞、初代豚腎細胞、IB-RS2細胞、BHK-21細胞等から発病動物種を勘案して選択)又は乳のみマウスに接種する。細胞変性効果(CPE)又は発病死亡がみられない場合は継代培養する。

イ 抗原検出ELISA法又は補体結合反応：病変組織乳剤、水疱液、プロバング材料(被検材料を接種し、CPEを起こした培養液又は発症した乳のみマウスの筋肉乳剤を用いる場合もある。)

ウ RT-PCR検査

(2) 血清学的検査

必要に応じて特異的な抗体を検出するためELISA又は中和試験を実施する。

ア 血清は常法により採取し、密栓試験管に入ったまま凝固させる。いかなる血液凝固防止剤(ヘパリン等)も用いないこと。

イ 外側を4%炭酸ソーダ液で消毒し、破損しないように包装を厳重にして、容器に収めて、保冷(非凍結)して運搬する。

(3) その他

必要に応じ、水胞性口炎又は豚水胞病等の口蹄疫類似疾病の検査を実施する。

4 口蹄疫本病以外の海外悪性伝染病における本要領指針の準用

~~口蹄疫防疫要領の策定に伴い、海外悪性伝染病防疫要領(昭和50年9月16日付付50畜A第3483号農林水産省畜産局長通知)は廃止するとともに、口蹄疫本病以外の海外悪性伝染病については、個別の防疫要領指針等が策定されるまでの間、本要領指針に準じて対応することとする。~~